四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

当該特定行為が、次のいずれにも該当すること。

イ　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ　当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ　当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）

第三十一条の七　（略）

２　（略）

３　法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）とする。

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百四十二号）の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第三百三十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年十一月一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿）	（帳簿）
第十二条　指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。	**第十二条**　指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　［略］	一　［同上］